

いつもお世話になっております。

本格的な夏の前に、木々の緑が色濃くなってまいりました。  
蒸し暑い日が続いておりますが、お身体ご自愛下さい。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

## ～トピックス～

1. 令和6年5月送付分から納付書の送付対象見直し
2. 税務カレンダー（2024年7月の税務）
3. 住宅ローン控除の要件
4. マイナ保険証の切り替え

## 令和6年5月送付分から納付書の送付対象見直し

### ◆税務署が納付書を送ってこない

国税庁は、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。具体的な目標も掲げており、令和7年までに国税のキャッシュレス納付の割合を40%とするよう、キャッシュレス納付の利用推奨や利便性の向上のため、様々な施策を行っています。

その中で行政コスト抑制の観点を加えた理由に基づき、令和6年5月以降に送付する分から、e-Taxにより申告書を提出している法人の方などに、納付書の事前送付を取りやめるとしています。

### ◆事前送付が行われない方

Oe-Taxにより申告書の提出をしている法人の方

Oe-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方（資本金が1億円超や通算法人等の特定の法人）

Oe-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方

○「納付書」を使用しない以下の手段により納付されている法人・個人の方

・ダイレクト納付・振替納税・インターネットバンキング等による納付・クレジットカード納付・スマホアプリ納付・コンビニ納付（2次元コード）

以上の方には、納付書の事前送付が行われません。また、源泉所得税の徴収高計算書や、消費税の中間申告書兼納付書については引き続き送付する予定と前書きしておきつつも、「電子申告及びキャッシュレス納付を是非ご利用ください」と利用を推奨しています。

### ◆申告は電子で納付は紙の場合

申告はe-Taxで行うものの、納付書を利用して納税しているという法人の方がいらっしゃると思いますが、この5月から「納付書が送られてこない！」と慌てないように気をつけましょう。

事前送付は行わないものの、納付書自体は所轄税務署に連絡すれば郵送してもらえますし、直接所轄税務署や金融機関（在庫があれば）に出向けば入手できます。

ただ、事前送付があった頃と比較してみると、手間もかかることですし、そろそろキャッシュレス納付を考えてもよい頃合いかもしれませんね。

## 2024年7月の税務

7月10日

- 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）

7月16日

- 所得税の予定納税額の減額申請

7月31日

- 所得税の予定納税額の納付（第1期分）
- 5月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 11月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付（7月中において市町村の条例で定める日）

## 住宅ローン控除の要件

### ◆住宅ローン控除って何？

個人が住宅ローン等を利用して、マイホームの新築、取得または増改築等をし、自己の居住の用に供したときは、一定条件下で、住宅ローンの年末残高を基準として、所得税を控除することができます。正式名称は「住宅借入金等特別控除」といいます。

新築の場合の住宅ローン控除が受けられる要件を確認してみましょう。

### ◆住宅ローン控除の要件（新築の場合）

- ・住宅取得後6か月以内に居住していること
- ・控除を受ける年分の年末まで引き続き居住の用に供していること
- ・床面積50（特例は40）平方メートル以上かつ居住用に2分の1以上を供していること
- ・住宅ローン控除を受ける年の合計所得が2,000（特例は1,000）万円以下であること
- ・10年以上のローンであり、民間の金融機関や住宅金融支援機構などの住宅ローンであること
- ・2つ以上住宅がある場合は、主として居住の用に供する住宅であること
- ・居住用財産の譲渡特例等、一定の譲渡所得の特例を居住年および前2年の3年間受けていないこと
- ・居住年の翌年以後3年以内に、居住した住宅以外の一

定の財産を譲渡し、一定の譲渡所得の特例を受けていないこと

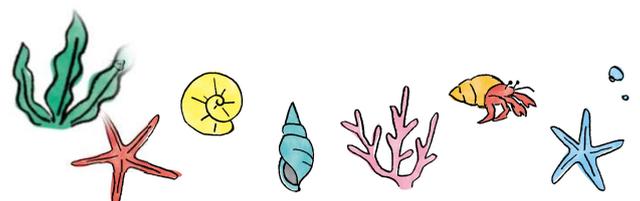
- ・住宅の取得（土地等の取得を含む）は、生計を一にする親族や特別な関係のある者からの取得でないこと
- ・贈与による住宅の取得でないこと

### ◆「住んでいるか」が重要

要件の通り、住宅ローン控除は住んでいなければ受けられません。ただし転勤で居住を移す場合は、単身赴任等で家族が引き続き居住していれば住宅ローン控除は継続して受けられます。

「住宅ローン控除も受けられないし、賃貸にして利益を」と考える方もいるかもしれませんが、賃貸にした場合は金融機関の住宅ローンは特別金利等の優遇がなされている関係で規約違反となり、一括返済を求められることが一般的です。

また、悪質な不動産投資会社等が、顧客に対して「居住用と言えばローンが通る」等の話をもちかけていたケースも報道されています。「知らなかった」では済まされませんので、ご注意ください。



## マイナ保健証への切り替え



### ◆今の健康保険証は2024年12月1日に廃止

今年12月に保険証の完全切り替えが行われます。マイナンバーカードに健康保険証が入ります。マイナ保険証をお持ちでない方は切り替えをする必要があります。マイナ保険証に切り替わっても、廃止後1年間は従来の保険証が使えることになっています。

### ◆そもそもマイナンバーカードとは

各市町村で住民からの申請により無料で交付される、氏名、住所、生年月日、性別などが記載された顔写真付きのプラスチックカードです。カードの表面は顔写真付きの本人確認書類として利用できます。裏面にはマイナンバー（12桁の番号）が記載されており、ICチップを利用してオンライン上で安全かつ確実に本人確認ができます。

### ◆マイナンバーカードの安全性

マイナンバーカードを万一紛失した場合には個人番号カードコールセンター（0120-95-0178）に電話連絡すればカードの一時停止措置が取られます。コールセンターは24時間365日受け付けています。マイナンバーカードは顔写真付きですので第三者がなりすましを行うのは困難です。悪用できないよう偽造防止対策が施されています。

埋め込まれているICチップには「税関係情報」や「年金関係情報」など、プライバシー性の高い情報は記録されていません。

### ◆メリットは

マイナ保険証は従来の健保証よりも安心して便利といわれています。

- ・ 特定検診や診療の情報を医師と共有でき重複検査・重複投薬のリスクが少ない
- ・ 旅行先や災害時も薬の情報が連携される
- ・ マイナポータルで医療費情報が簡単に手に入り確定申告にも便利
- ・ 医療費が高額になるときに申請する「限度額適用認定証」は省略できる。
- ・ 就職・転職時の保険証の切り替えは更新不要である
- ・ 高齢者受給者証の持参は不要になる

### ◆申し込みは

- ・ 医療機関・薬局のカードリーダーから申し込む
- ・ スマートフォンのアプリ、マイナポータルより申し込む
- ・ セブン銀行ATMより申し込む

